

令和3年8月から

医療的ケア児通院等交通費助成制度が はじまります

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを日常的に受けることが不可欠である児童が、市外^(※)にある通院、通所、通学先へ行くために、保護者の送迎が必要となる場合の交通費を助成します。



医療的ケアとは

①人工呼吸器による呼吸管理、②喀痰吸引、③気管切開の管理、④鼻咽頭エアウェイの管理、⑤酸素療法、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養、⑧中心静脈カテーテルの管理、⑨皮下注射、⑩血糖測定、⑪継続的な透析、⑫導尿、⑬排便管理、⑭痙攣時における処置
(平成24年厚生労働省令第15号第5条第2項に規定する医療行為)

対象となる施設

「通院」 病院、診療所
「通所」 児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援事業所
「通学」 保育園、幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校(他制度との重複受給はできません)
※いずれも市外又は自宅から16km以上離れた施設に限ります。

助成内容

| | |
|---------------|----------------------|
| 車による送迎 | 1kmあたり13円 |
| 公共交通機関による送迎 | 各種割引適用後の運賃(乗車券及び特急券) |
| 通院証明書等にかかる文書料 | 実費額 |
| 支払月 | 6月、12月 |

申請方法

以下の書類を添えて、障がい福祉課又は各地域振興局の窓口で申請します。

- ① 医師の指示書又は診断書
- ② 通院証明書又は通所・通園(通学)証明書(文書料を支払った場合は、その領収書も必要です)
- ③ 請求書(振込先の口座情報が必要です)

お問い合わせ

| | | |
|----------|------------------|--------------|
| 松阪市福祉事務所 | 障がい福祉課 ☎ 53-4082 | |
| 各地域振興局 | 嬉野 ☎ 48-3809 | 三雲 ☎ 56-7910 |
| | 飯南 ☎ 32-2922 | 飯高 ☎ 46-7112 |